

別添資料8

情報照会できる具体的な手続一覧 <国民健康保険組合>

「添付書類（例）」及び「情報連携開始に伴う変更点（想定）」に関しては現在検討中

調整中

情報照会できる具体的な手続一覧<国民健康保険組合>

※別添資料09の手続のうち、様式1にて「別表第二の主務省令に定める」とされている手続を抽出

#	個人番号が利用できる具体的な手続	業務の種類	添付書類（例）	情報連携開始に伴う変更点（想定）
11	高齢受給者証の交付	交付	なし	なし
17	被保険者の世帯変更	適用	<p>【結婚、出産、退職などで家族が増えた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世帯全員の住民票」 ・「健康保険の資格喪失証明書」 ※ 70歳以上の方がいる場合：「住民税課税（非課税）証明書」等 <p>【就職、結婚、死亡、世帯分離などで家族が減った場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる方の「保険証」（返納） ・ 新たに加入した職場の健康保険の「保険証」のコピー、住民票の除票など、印鑑 	<p>資格喪失証明書の添付が不要 ⇒照会可能</p> <p>住民票の添付が不要 ⇒照会可能</p> <p>非課税証明書の添付が不要 ⇒照会可能</p> <p>※他の添付書類は省略不可</p>
21	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出	適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合の加入条件を満たしている証明として、業種・職種・就業実態が確認できる書類。 ・ 世帯全員の住民票 ・ 資格喪失証明書 	<p>資格喪失証明書の添付が不要 ⇒照会可能</p> <p>住民票の添付が不要 ⇒照会可能</p>
23	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出	適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額を確認できる所得（課税）証明書等の収入額を確認できる書類 	<p>所得証明の書類の添付が不要 ⇒照会可能</p> <p>※他の書類は省略不可</p>
25	基準収入額適用申請	適用	なし	なし
28	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請	適用	なし	なし
33	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請	給付	なし	なし
35	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請（保険外併用療養費）	給付	なし	なし
37	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定の申請	適用	なし	なし
39	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請	給付	なし	なし
42	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給（保険外併用療養費）	給付	なし	なし
44	国民健康保険法による限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給	給付	<p>【共通して添付が必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に支払った標準負担額と入院日数を証明する書類（領収書等） 	省略不可
49	特別療養給付の申請	給付	なし	なし

情報照会できる具体的な手続一覧<国民健康保険組合>

※別添資料09の手続のうち、様式1にて「別表第二の主務省令に定める」とされている手続を抽出

#	個人番号が利用できる具体的な手続	業務の種類	添付書類（例）	情報連携開始に伴う変更点（想定）
57	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定（限度額適用認定証の申請の認定）	適用	・住民税非課税証明書 【入院が90日以上の場合に、添付が必要な書類】 ・入院期間を証明する書類（領収書のコピー等）	非課税証明書の添付が不要 ⇒照会可能 ※他の書類は省略不可
62	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号八若しくは二、第四号八若しくは二又は第五号八の保険者の認定（限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定）	適用	・住民税非課税証明書 【入院が90日以上の場合に、添付が必要な書類】 ・入院期間を証明する書類（領収書のコピー等）	非課税証明書の添付が不要 ⇒照会可能 ※他の書類は省略不可
69	国民健康保険法による特定疾患対象療養の申請の認定	適用		
74	国民健康保険法による特定疾病の保険者の認定	適用		
80	国民健康保険法による高額療養費の支給申請	給付	・所得を証明する書類（住民税課税証明書、住民税納税通知書、特別徴収 是額通知書のいずれかひとつ） ・領収書のコピー	所得証明の書類の添付が不要 ⇒照会可能 ※領収書の添付は省略不可
82	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給申請	給付	・自己負担額証明書 ・住民税非課税証明書 等	非課税証明書の添付が不要 ⇒照会可能
84	国民健康保険法による高額介護合算療養費	給付		
88	他の法令による医療に関する給付との調整	給付		
94	保険料（税）の賦課	賦課		
95	国民健康保険料の徴収関係（特別徴収）	徴収		
97	保険料の減免	適用		
100	国庫補助等の算定	給付		
102	出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付の申請	給付	【出産育児一時金（直接払いを除く）】 ・医療機関と取交した「直接支払制度を利用しない旨の合意書(写)」 ・「出産費用の領収・明細書(写)」 ・「住民票」または「母子手帳」のコピー 【埋葬料】 ・「死亡診断書」(写し)又は「埋葬・火葬許可証」(写し) ・請求が埋葬費のときは葬儀に要した費用の「領収書」(原本)と領収書の内容 が記載された「内訳書」(写し) ・被保険者が死亡の場合は「権利承継届」	・住民票の添付が不要 ⇒照会可能 ※領収書の添付は省略不可